

# 耳川地域森林計画書（案）及び 大淀川地域森林計画変更計画書（案）

## 【概要説明資料】

### 耳川地域森林計画書（案）

森林計画区名	計画期間
耳川	令和8年4月1日～令和18年3月31日

### 地域森林計画変更計画書（案）

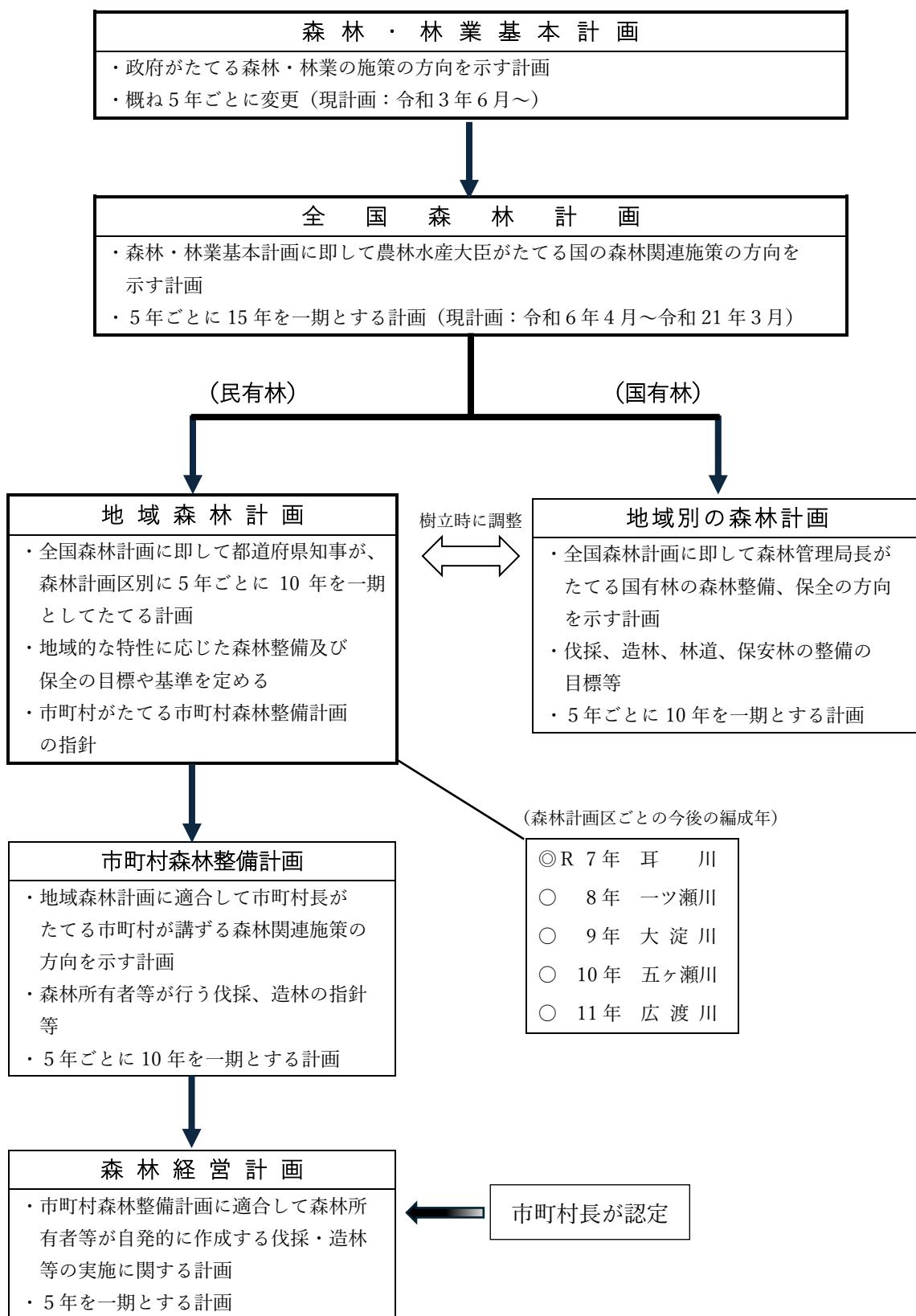
森林計画区名	計画期間
大淀川	令和5年4月1日～令和15年3月31日

宮崎県

## 目 次

○ 森林計画制度の体系.....	1
○ 耳川地域森林計画（案） .....	2
I 計画の大綱.....	2
1 森林計画区の概況.....	2
2 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	8
(1) 実行結果.....	8
(2) 評 価.....	9
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方.....	10
II 計画事項.....	12
1 計画の対象とする森林の区域.....	12
2 森林の整備及び保全の目標.....	12
3 森林の整備及び保全の基本方針.....	13
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等.....	15
5 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針.....	15
6 立木の標準伐期齢に関する指針.....	16
7 人工造林に関する指針.....	17
8 保育の標準的な方法に関する指針.....	18
9 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	18
10 主な計画量.....	22
○ 大淀川地域森林計画変更計画（案） .....	23
1 変更の内容.....	23
2 変更計画量.....	23
○ その他（地域森林計画の変更を伴わないもの） .....	24
1 新たなヒノキ林分収穫表の運用.....	24
2 森林所有者情報の訂正.....	24

## 森林計画制度の体系



# ○耳川地域森林計画（案）

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況（計画書 P 1~14）

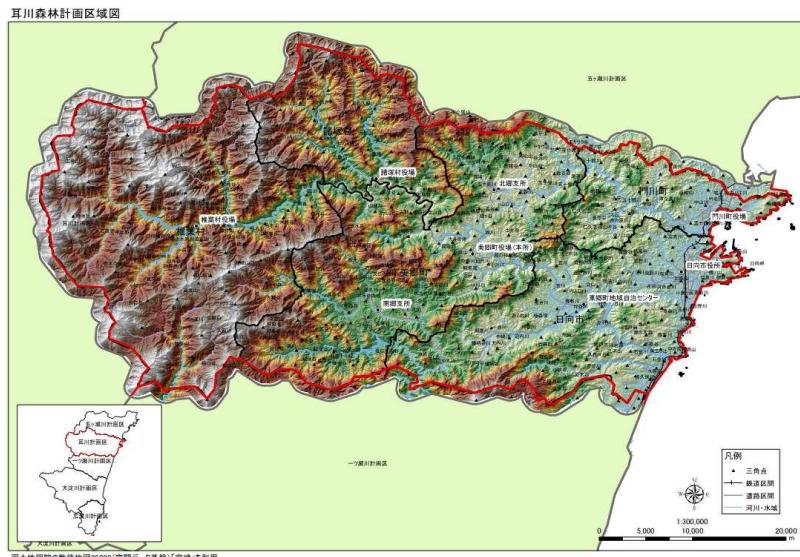
#### (1) 地域の概要

**地勢：** 本計画区は、九州の屋根と言われる標高 1,000m 級の高い山並みが重畳する九州山地を抱え、地形は全般的に急峻である。

河川は、椎葉村を源とする耳川が、多くの支流を集めて本計画区の中央を東西に横断する形で貫流しているほか、北部には五十鈴川が日向灘に注いでいる。さらには、南部を小丸川が美郷町南郷の渡川、一つ瀬川が椎葉村大河内の中小河川を集めて南に流下している。西部の熊本県境に国見岳（1,739m）、江代山（1,607m）、北部には諸塙山（1,342m）、真弓岳（1,073m）、南部には石堂山（1,547m）、空野山（1,127m）等の標高 1,000m を超える山岳に囲まれている。

これらの山岳から派生する山並みが重なり合って、西部の上流域から東部の海岸部に向かって徐々に標高を減じながら山間地域を形成している。また、中央部には山間盆地が点在し、中腹や尾根には緩やかな地形が出現している。

海岸部は、九州山地が海まで迫り、岬や入り江が多くリアス式海岸の様相を呈し、断崖絶壁の柱状節理も見られ、直線的な砂浜も一部あるなど変化に富んだ優れた自然景観を呈している。



**気候：** 年平均気温 17.3°C（日向）、15.5°C（神門）

年間降水量 2,816mm（日向）、3,258mm（神門）

**市町村：** 1市2町2村（日向市、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町）

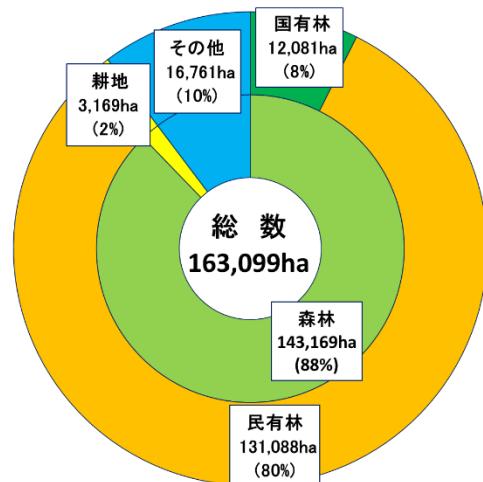
**人口：** 85,823 人（令和2年国勢調査）

**産業：** 令和4年度の総生産額は 3,063 億円で、そのうち第1次産業が 150 億円（林業は 41 億円）、第2次産業が 1,078 億円、第3次産業が 1,798 億円であり、県全体と比較して林業生産額の割合が高い計画区である。

## (2) 土地利用の状況（令和7年7月1日現在）

**森林面積**：143,169ha で、総土地面積の 88%  
 県全体 76%を上回り県内で最も高い  
**耕地面積**：3,169ha で、総土地面積の 2 %  
 県全体 8 %に比べ県内で最も低い  
**国有林面積**：12,081ha で、総土地面積の 8 %  
 県全体 23%に比べ県内で最も低い  
**民有林面積**：131,088ha で、総土地面積の 80 %  
 県全体 53%に比べ県内で最も高い

土地の利用区分 単位：ha

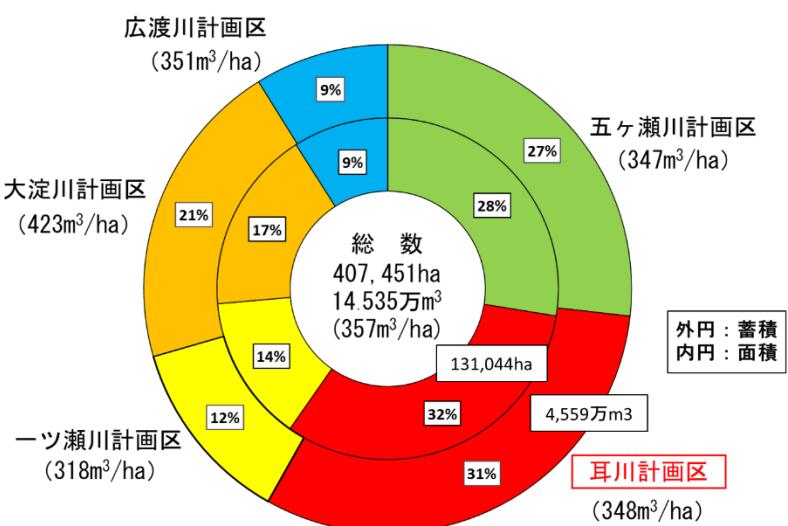


※森林面積は森林法第2条対象森林

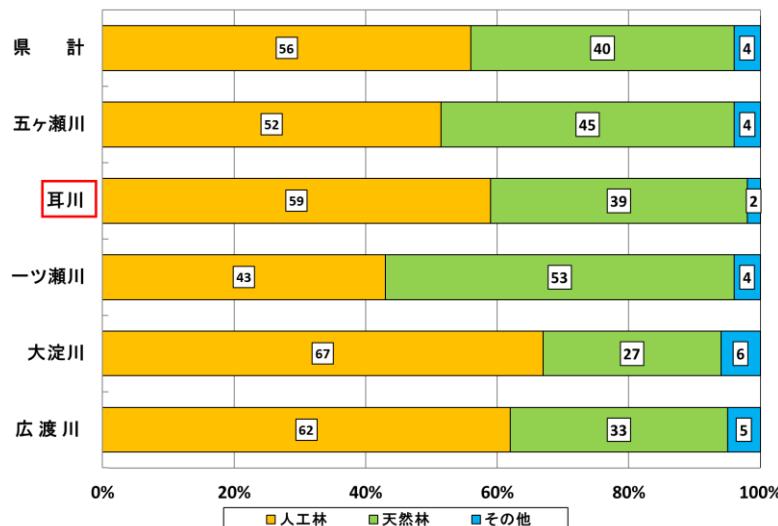
## (3) 森林資源の現況（令和7年3月31日現在 森林法第5条対象森林）※地域森林計画対象森林

### ① 森林面積及び蓄積

**森林面積**：131,044ha  
 ○県全体の 32%を占め、  
 県内では最も大きい計画区  
**森林蓄積**：4,559 万 m<sup>3</sup>  
 ○県全体の 31%でヘクタール当たり  
 蓄積 348 m<sup>3</sup>/ha は県内で  
 3番目に大きい計画区  
 (県全体 357 m<sup>3</sup>/ha)



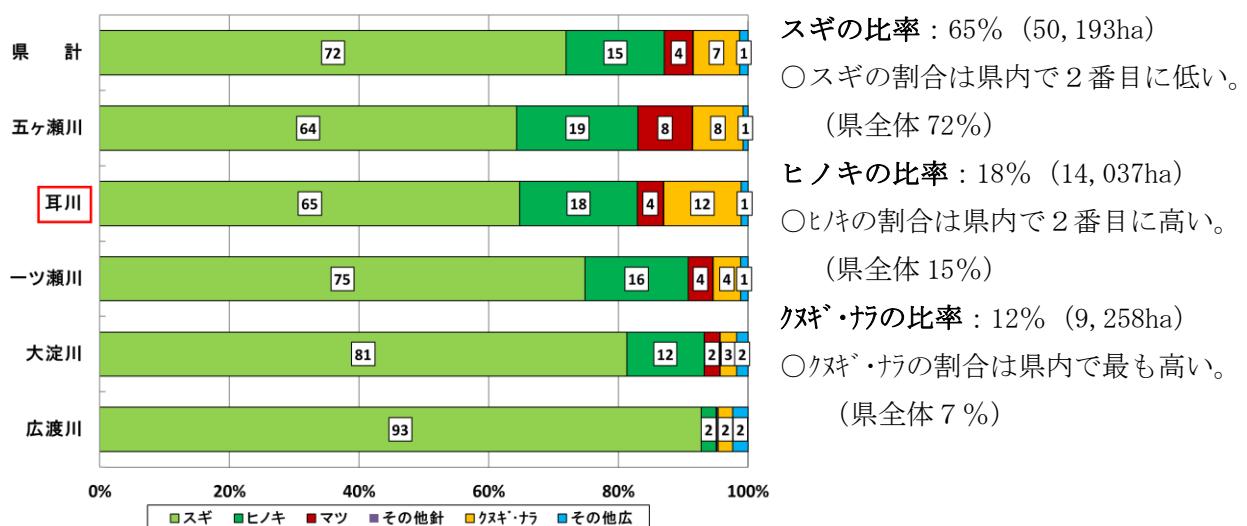
### ② 人工林・天然林別面積比率



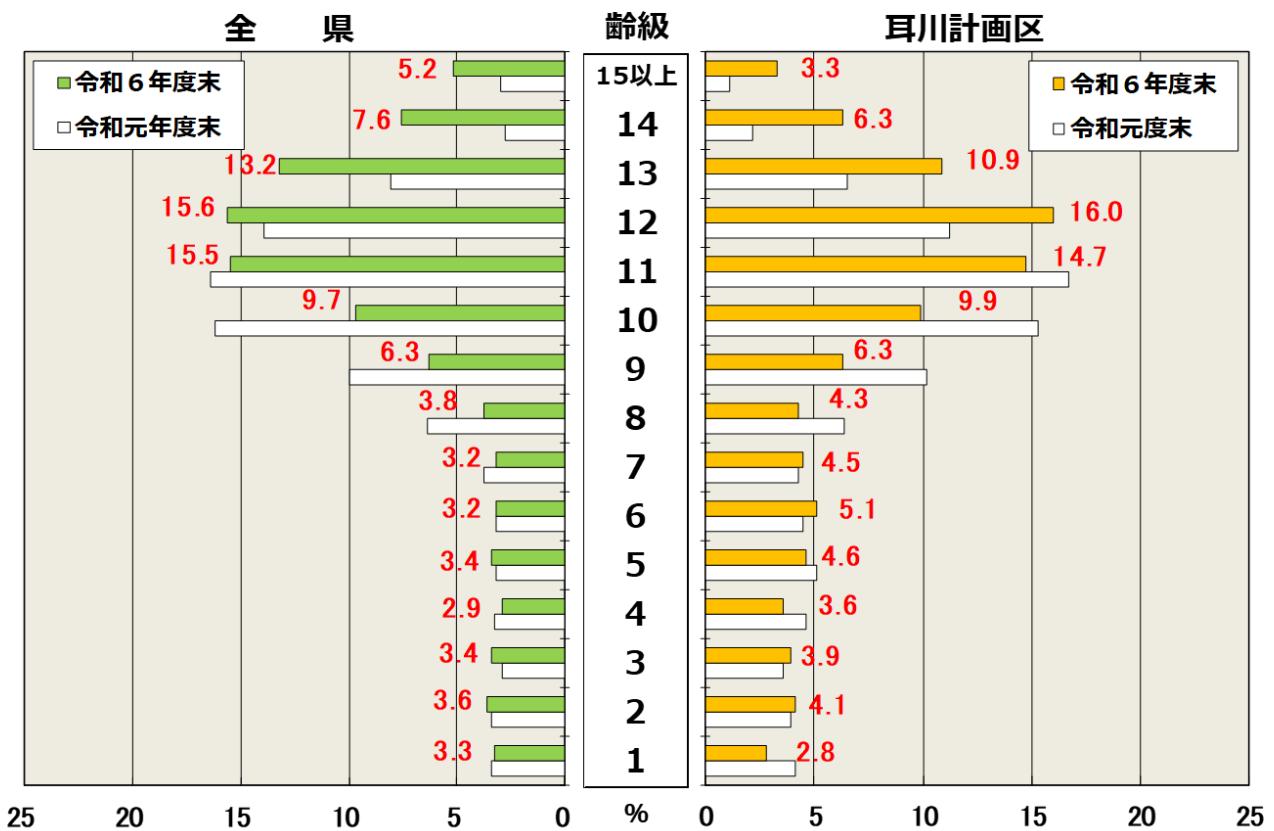
人工林率：59%

人工林面積 77,440ha  
 天然林面積 51,443ha  
 ○人工林の割合は 59%で、  
 県平均を上回り、県内では  
 3番目（県全体 56%）

### ③ 人工林樹種別面積比率



### ④ 人工林の齢級別面積構成



注：数字は令和6年度末の数値（%）

- 人工林面積が最大となる齢級は、令和元年度末から1齢級上がり12齢級となり、10~13齢級が全体の51% (39,779ha) を占める。
- 収穫が可能な8齢級以上の人工林は72%であり、県全体の割合よりやや低くなっている。(県全体の8齢級以上の人工林は77%)
- 保育管理が必要な7齢級以下は29% (県全体は23%) である。

#### (4) 森林資源の推移（森林法第5条対象森林）

##### ① 面積の推移（耳川計画区）

（単位：ha）

区分	令和元年度末	令和6年度末	増減
総計	131,173	131,044	▲ 129
人工林	77,401	77,440	39
天然林	51,548	51,443	▲ 105
竹林	810	806	▲ 4
無立木地等	1,413	1,354	▲ 59

注1) 総数と内訳は四捨五入の関係で一致しない。

2) 無立木地等には、伐採跡地、開発地などが含まれる。

森林面積：129ha 減少

〔開発に伴う対象区域の見直しなど〕

人工林面積：39ha 増加

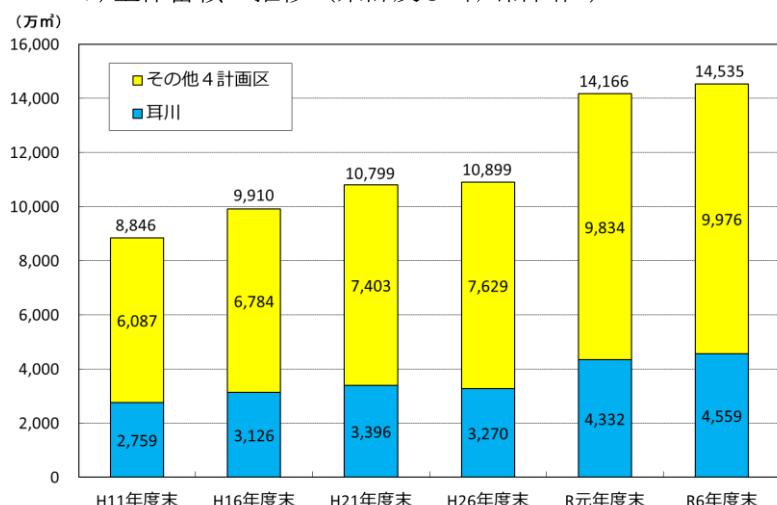
〔無立木地等に含まれる伐採跡地等への植栽など〕

天然林面積：105ha 減少

〔開発に伴う対象区域の見直しなど〕

##### ② 蓄積の推移

###### ア) 全体蓄積の推移（県計及び耳川計画区）



森林蓄積：県全体 14,535 万 m<sup>3</sup>

耳川 4,559 万 m<sup>3</sup>

○森林資源の成熟化等により、県全体では 2.1%、耳川では 5.2% 増加した。

###### イ) スギの蓄積の推移（耳川計画区）



スギの蓄積：2,809 万 m<sup>3</sup>

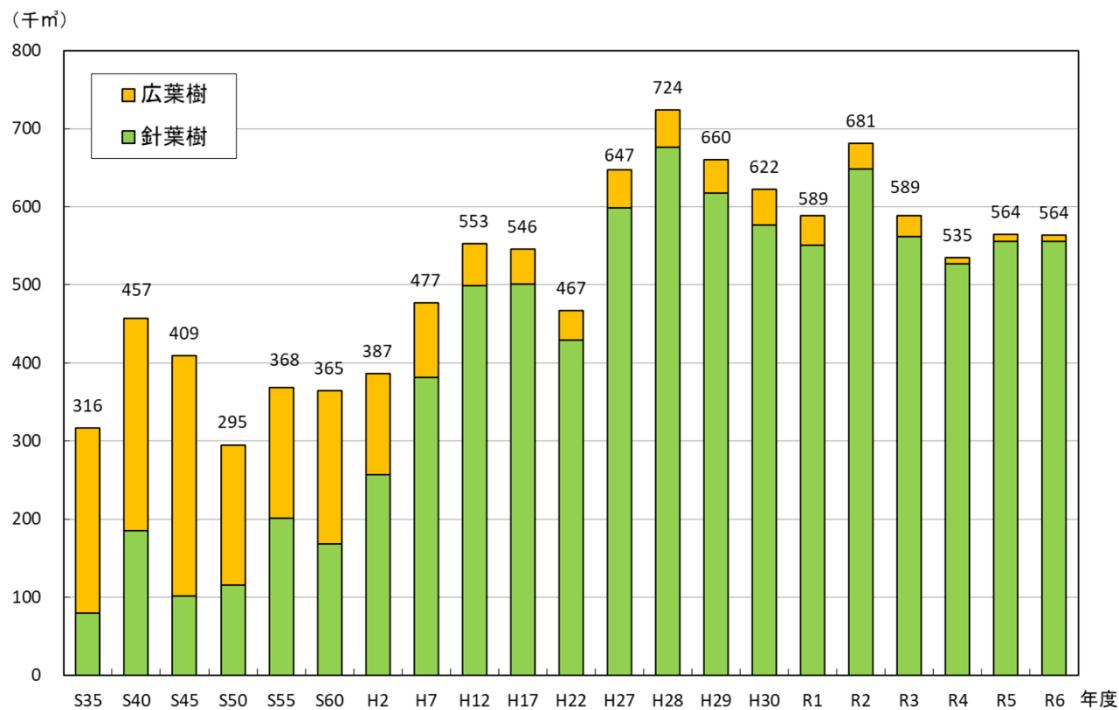
○令和元年度末と比較すると 4.5% 増加した。

スギの ha 当たり蓄積：560 m<sup>3</sup>/ha

○令和元年度末と比較すると 3.7% 増加した。

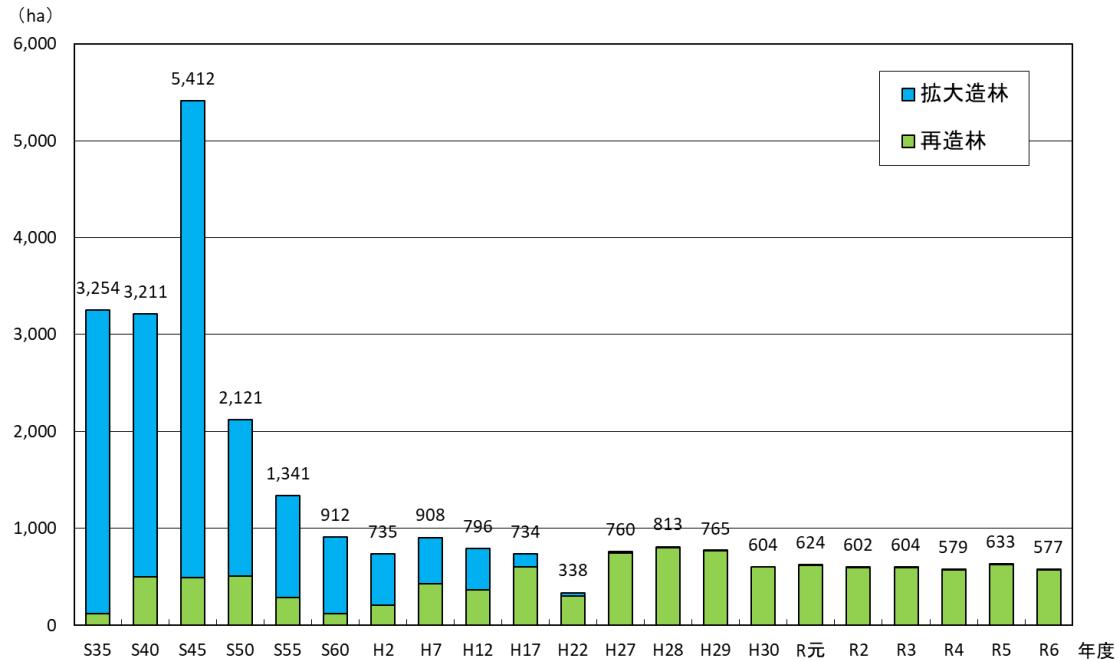
## (5) 伐採及び人工造林の動向（森林法第5条対象森林）

### ① 耳川の伐採量の推移（推計）



○昭和40年代は年間40万m<sup>3</sup>前後で推移し、昭和50年に一度落ち込んだが、その後は増加した。近年横ばいで推移しており、最近5か年では平均は59万m<sup>3</sup>である。

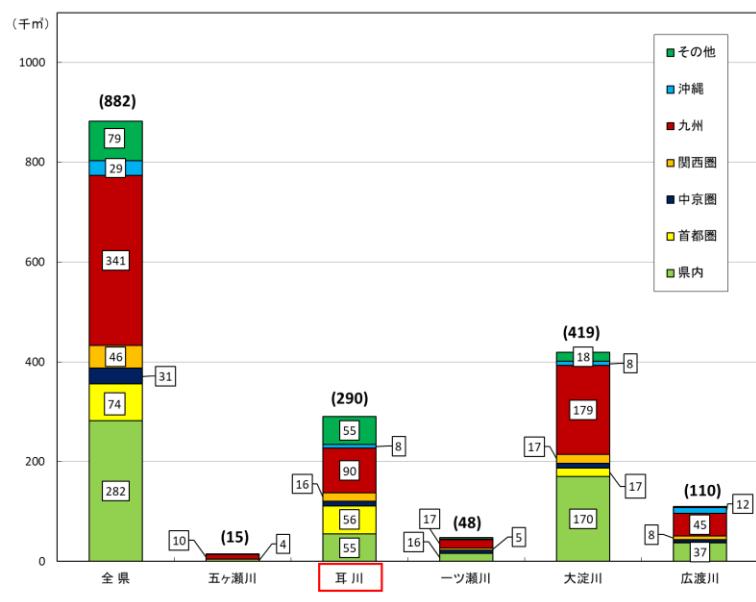
### ② 人工造林面積の推移



○近年横ばいで推移し、最近5か年の平均は599ha/年である。

## (6) 木材流通・加工の状況

製品出荷先別出荷量（令和5年次）



製品出荷量 : 290 千m<sup>3</sup>

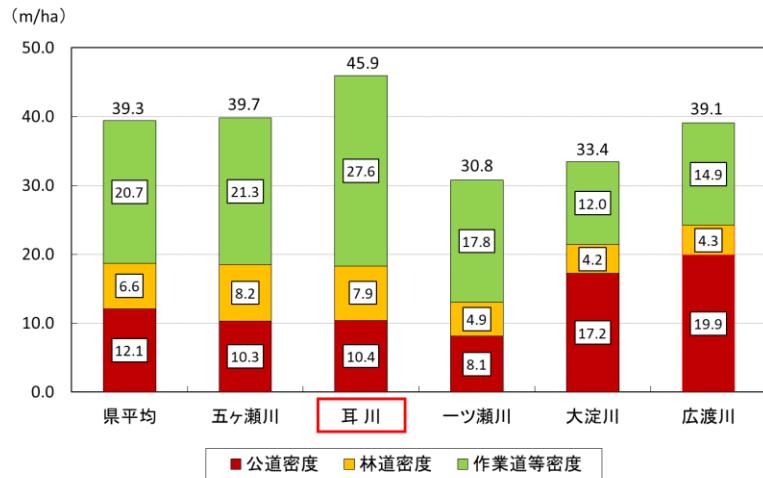
○県全体の製品出荷量の 33%を占めている。

○製品の 81%が県外に出荷され、九州が主体となっている。

沖 縄	8
九 州	90
関西圏	1 6
中京圏	1 0
首都圏	5 6
その他	5 5
県 内	5 5
計	2 9 0 千m <sup>3</sup>

## (7) 基盤整備の状況

林内路網密度（令和6年度）



林内路網密度 : 45.9m/ha

○林内路網密度は、県平均を大きく上回っている。

(県全体は 39.3m/ha)

林内道路密度 : 18.3m/ha

○公道と林道を合わせた密度は、県平均をやや下回っている。

(県全体は 18.7m/ha)

注)総数と内訳は四捨五入のため一致しない

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書 P 15～16）

### （1）実行結果

（計画期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日、5年間）

区分		計画	実行	実行歩合
伐採立木 材 積	総 数	3,266 千m <sup>3</sup>	2,814 千m <sup>3</sup>	86 %
	主 伐	2,435 千m <sup>3</sup>	2,403 千m <sup>3</sup>	99 %
	間 伐	831 千m <sup>3</sup>	411 千m <sup>3</sup>	50 %
間 伐 面 積		14,918 ha	4,723 ha	32 %
人 工 造 林		3,540 ha	2,991 ha	85 %
天 然 更 新		388 ha	330 ha	85 %
林 道 開 設		45.6 km	7.2 km	16 %
林道拡張	舗 装	129.4 km	13.6 km	11 %
	改 良	95 箇所	7 箇所	7 %
保 安 林 指 定 面 積		3,071 ha	3,089 ha	101 %
治山事業施行地区		77 地区	46 地区	60 %

注：令和7年度の実行量は見込み

## (2) 評価

### ア 伐採立木材積

主伐は計画量とほぼ同じであったが、間伐については、対象林の高齢級化及び森林所有者の主伐の意向の高まりにより、計画量を大きく下回った。

### イ 間伐面積

間伐については、対象林の高齢級化及び森林所有者の主伐の意向の高まりにより、計画量を大きく下回った。

### ウ 人工造林及び天然更新

人工造林は、計画量をやや下回ったが、伐採面積に対する再造林率は高い値を維持している。また、天然更新についても、計画量をやや下回った。

### エ 林道開設延長及び拡張の数量

林道開設及び拡張については、令和4年の台風14号災への対応や現場条件などの理由により計画量を大きく下回った。

### オ 保安林指定面積及び治山事業施行地区

保安林指定面積は、保安林の指定を推進した結果、計画量を上回った。また、治山事業施行地区は、計画量を下回った。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方（計画書 P 17～18）

県土の76%を占める森林は、木材等林産物の供給はもとより、水源の涵養、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成等の多面的機能を有しており、県民の生活に密接に関わる持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤である。

戦後の積極的に造成された人工林はその多くが利用期を迎える、充実した森林資源を活用するとともに計画的に再造林を行い、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環型林業を確立していくことが重要となっている。

しかしながら、近年、林業採算性の悪化、森林の小規模・分散的な所有構造などによる森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置されている森林が増えるなど、今後、森林資源の循環利用への影響や森林の多面的機能の低下が懸念されることから、県では令和6年7月に宮崎県再造林推進条例を制定し、県民一丸となって再造林を進めること等により、循環型林業の実現に向けた取組を進めていくこととしている。

このような背景のもと、森林から生み出される森林資源を無駄なく有効に活用しながら、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、地域の森林資源の現況や自然条件等を踏まえて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指していく。

計画の樹立に当たっては、宮崎県再造林推進条例及び本県林政の基本方針を示した「第八次宮崎県森林・林業長期計画」を踏まえるとともに、全国森林計画に即して、森林の整備及び保全に関する計画事項を地域の実態に応じて定めるものとする。

耳川計画区は、スギを主体とした豊富な森林資源が本格的な利用期を迎えており、計画的な伐採と確実な再造林により、将来にわたる木材の利用を維持し、本計画区の基幹産業である林業の成長産業化を進めることとする。

このため、計画区内の自然条件等に応じた様々な樹種から構成されるバランスのとれた齢級構成の森林への誘導を基本とし、森林資源の循環利用と水源の涵養や山地災害の防止などの果たすべき機能に応じた適正な森林管理を進めることにより、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ることとする。

特に、本計画区は、急峻な地形が多くを占める地域であることから、山地災害防止機能や土壤保全機能を維持・増進するための適正な森林の施業を推進する。

また、治山事業の実施に当たっては、荒廃渓流や山腹崩壊地の復旧及び森林の造成等について、適切かつ効率的な工種・工法を採用するものとするが、特に、県産材の需要拡大を図る観点から、木材を利用した工種・工法を積極的に推進することとする。

## II 計画事項

### 1 計画の対象とする森林の区域（計画書 P 19）

単位 面積：ha

区分	面 積
総 数	131, 043. 51
市町村別内訳	日 向 市 23, 521. 37
	門 川 町 9, 885. 13
	諸 塚 村 16, 782. 69
	椎 葉 村 41, 816. 38
	美 郷 町 39, 037. 94

### 2 森林の整備及び保全の目標（計画書 P 20~21）

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する多面的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進する。

本計画区は、温暖で降水量が多く、スギを主体とした育成单層林を維持する施業が積極的に行われていることから、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的にに対応できるよう、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を推進する。

また、花粉発生源対策を推進するほか、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等からなる育成单層林へ誘導・維持する施業を積極的に推進する。

#### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

#### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

#### カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

### 3 森林の整備及び保全の基本方針（計画書 P 21～23）

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するととも

	<p>に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害 防止機能 ／土壤保 全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境 形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レ クリエー ション機 能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林整備が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

#### 4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（計画書 P 23）

単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	80,258	80,086
	育成複層林	268	694
	天然生林	48,358	48,394
森林蓄積		354	360

注1：現況は令和7年3月31日現在

2：計画期末は令和18年3月31日現在

3：竹林、無立木地は含まない

#### 5 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針（計画書 P 25～26）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続するこがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を

確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で、災害の未然防止に留意し配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

立木の標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。

伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課 以下、「県ガイドライン」という。）」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意する。

## 6 立木の標準伐期齢に関する指針（計画書 P 26）

立木の標準伐期齢は、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、表II-4に標準伐期齢の参考林齢を示しているが、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には当該地域ごとに定めることとする。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ・ ナラ類	その他の 広葉樹
耳川計画区	35年	40年	30年	40年	10年	10年

## 7 人工造林に関する指針（計画書 P 28～29）

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定める。

### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入を図っていく。

なお、苗木の選定にあたっては、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の積極的な利用に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件などに適合した樹種を選定し、上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士又は林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定する。

### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

#### （ア）人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種ごとに、次の植栽本数を基礎として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、植栽本数を定める。

また、活着が良く成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

樹種	植栽本数（本/ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	2,000～3,500
クヌギ	2,000～3,500

上記の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士又は林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を選定する。

## 8 保育の標準的な方法に関する指針 (計画書 P 32~33)

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

保育の種類	樹種	実施林齢													備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
下刈	スギ	←→													
つる切	ヒノキ クヌギ							←→							
除伐								←→							

注 : ←→期間に各施業を必要に応じて実施する。

## 9 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 (計画書 P 33~36)

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

区域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養の機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水源かん養保安林、干害防備保安林</li> <li>○ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林</li> <li>○地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林</li> <li>○水源涵養機能の高い森林</li> </ul>	<p>伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保する。</p> <p>※伐期の延長は、伐採林齢を標準 伐期より 10 年延長する。</p>
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林</li> <li>○砂防指定周辺、山地災害危険地区</li> <li>○山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林</li> <li>○山地災害防止機能／土壤保全機能の高い森林</li> </ul>	<p>それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。</p> <p>長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。</p> <p>なお、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められている森林</p>

進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>林施業の制限が設けられている森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</li> <li>○快適環境形成機能の高い森林</li> </ul>	<p>において、風致に優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業とする。</p> <p>※長伐期施業は、伐採林齢を標準伐期齢の概ね2倍以上とする。</p>
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健保安林、風致保安林</li> <li>○観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林</li> <li>○史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</li> <li>○原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの森林</li> <li>○保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高い森林</li> </ul>	

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針																			
木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○林木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林</li> <li>○木材生産機能の高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林</li> </ul> <p>具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定する。</p>	<p>森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努める。</p>																			
特に効率的な施業が可能な森林	<table border="1" data-bbox="362 954 1330 1208"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 位</th> <th colspan="3">地 利</th> </tr> <tr> <th>200m 未満</th> <th>200m～500m 未満</th> <th>500m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1等地</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> <td>3等地</td> </tr> </tbody> </table> <p>地位：土壤型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定 地利：路網からの距離から3つに区分</p>	地 位	地 利			200m 未満	200m～500m 未満	500m 以上	1	1等地	1等地	2等地	2	1等地	2等地	3等地	3	2等地	3等地	3等地	<p>人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。</p> <p>ただし、クヌギなどのぼう芽更新等、市町村が定めるものは除く。</p>
地 位	地 利																				
	200m 未満	200m～500m 未満	500m 以上																		
1	1等地	1等地	2等地																		
2	1等地	2等地	3等地																		
3	2等地	3等地	3等地																		

### (3) その他必要な事項

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、クヌギ・ナラ類等の主林木とする森林については、地域の特性に応じて、次のとおり区域を設定し、施業方法を定めることができる。

区 域	区域設定の基準	施業の方法に関する指針
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を維持すべき森林に準じる森林	○(1)の水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうちクヌギ・ナラ類等を主林木とする森林	伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。 ※伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より 5 年延長する。

## 10 主な計画量 (計画書 P 53~60)

(前回計画期間：令和3年4月1日～令和13年3月31日、10年間)

(今回計画期間：令和8年4月1日～令和18年3月31日、10年間)

区分		前回計画	今回計画	増減	備考
伐採立木材積	総数	6,077 千m <sup>3</sup>	7,266 千m <sup>3</sup>	1,189 千m <sup>3</sup>	
	主伐	4,621 千m <sup>3</sup>	6,016 千m <sup>3</sup>	1,395 千m <sup>3</sup>	
	間伐	1,456 千m <sup>3</sup>	1,250 千m <sup>3</sup>	▲206 千m <sup>3</sup>	
間伐面積		26,862 ha	23,888 ha	▲2,974 ha	
人工造林		7,285 ha	8,526 ha	1,241 ha	
天然更新		945 ha	1,113 ha	168 ha	
林道開設		56.2 km	55.4 km	▲0.8 km	
林道拡張	舗装	231.4 km	230.6 km	▲0.8 km	
	改良	246 箇所	246 箇所	0 箇所	
保安林指定面積		5,306 ha	5,342 ha	36 ha	
治山事業施行地区		141 地区	131 地区	▲10 地区	

# ○大淀川地域森林計画変更計画（案）

## 1 変更の内容

①「II 計画事項」の「第1」を次のとおり変更する。

### II 計画事項

#### 第1 計画の対象とする森林の区域

単位 面積：ha

区分	変更前	変更後	増減
総数	70,787.04	70,783.45	▲3.59
宮崎市	18,348.79	18,348.68	▲0.11
小林市	11,594.19	11,590.71	▲3.48

上記2市（2箇所）において、現況に照らして、対象森林外に変更したため。

## 2 変更計画量（大淀川計画区）

「II 計画事項」の「第6計画量等」の「4 林道の開設及び拡張に関する計画」を次のとおり変更する。

### 第6 計画量等

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

##### (1) 開設すべき林道の数量等

単位 延長：km

計画区	現計画		変更計画		増減		うち路線の削除		備考
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	
大淀川	59	23.7	57	22.1	-2	-1.6	2	1.6	

##### (2) 拡張すべき林道の種別、箇所別の数量

単位 延長：km

計画区	現計画		変更計画		増減		うち新規路線に係る数量		備考
	舗装延長	箇所数	舗装延長	箇所数	舗装延長	箇所数	舗装延長	箇所数	
大淀川	52.5	31	53.1	31	0.6	0	0.6	0	

## ○その他（地域森林計画の変更を伴わないもの）

### 1 新たなヒノキ林分収穫表の適用

現行のヒノキ林分収穫表の対応林齢は50年生までとなっており、本県のヒノキの齢級別面積のピークである11齢級（51～55年生）以上の適確な資源量把握に支障が生じていること、また、J-クリジット制度で森林吸収量を算定する際、50年生以上に対応した収穫表がないと吸収量が過少評価となることから、林業技術センターが令和元年度に調製した収穫表（林齢100年生まで対応）を耳川地域森林計画から適用することとする。

なお、その他4計画区については、システムの都合上、平成29年度から適用したスギ林分収穫表と同様、各計画区の地域森林計画の改編に合わせて順次行うこととする。

単位 蕉積：千m<sup>3</sup>

区分	現行収穫表	新たな収穫表	増減	備考
県全体	11,341	12,540	1,199	※1,199千m <sup>3</sup> は 県全体の蓄積 145,350千m <sup>3</sup> の 0.82%に相当
五ヶ瀬川計画区	3,571	3,921	349	
耳川計画区	4,378	4,889	512	
一ツ瀬川計画区	1,292	1,404	112	
大淀川計画区	1,979	2,182	203	
広渡川計画区	121	144	23	

### 2 森林所有者情報の訂正

森林簿の森林所有者や地番情報について、今年度から市町村の要望に応じて変更作業を行うこととし、市町村に周知したところ、小林市から所有者情報の提供があったことから、訂正する。